

三島村準住民割引カード等の交付事務に関する要領

1 三島村準住民割引カード・三島村準住民割引運賃許可書の目的

三島村準住民割引カード（以下「準住民カード」という。）及び三島村準住民割引運賃許可書（以下「準住民許可書」という。）は、三島村が特定有人国境離島地域における「航路・航空路運賃低廉化事業」において住民並みに運賃等を低廉化する者に係る基準を定め、運賃を購入する資格を有する対象者であることを証明するために発行するものである。

2 交付対象者

- (1) 三島村の住民が扶養し、島外に居住している学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者（以下「学生等」という。）
- (2) 竹林オーナーとして登録している者（以下「竹林オーナー」という。）
- (3) ジャンベ留学生
- (4) しおかぜ留学生の保護者、兄弟姉妹及びしおかぜ留学生として転学を希望する旨、役場に申し出があり、事前に見学を行う者（保護者・兄弟姉妹含む）（以下「しおかぜ留学生の保護者等」という。）
- (5) 三島村定住促進対策事業による定住申込をしている者及びその家族（以下「定住希望者等」という。）
- (6) 三島村に居住する要介護認定又は要支援認定を受けている者の介護のために、三島村に年6回以上反復継続的に来訪する親族（配偶者、父母及び子、祖父母、兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母）。（以下「介護者」という。）

3 準住民カード・準住民許可書の発行手続きについて

- (1) 2(1)、(2)、(3)に規定する対象者について、準住民カードの交付を新たに受けようとする者は、準住民カード交付申請書（別記第1号様式）に所要事項を記載し、三島村長へ提出するものとする。
- (2) 2(4)、(5)に規定する対象者について、準住民許可書の交付を新たに受けようとする者は、準住民許可書交付申請書（別記第2号様式）に所要事項を記載し、三島村長へ提出するものとする。
- (3) 2(6)に規定する対象者について、準住民カードの交付を新たに受けようとする者は、準住民カード交付申請書（別記第3号様式）に所要事項を記載し、三島村長へ提出するものとする。
- (4) 準住民カード・準住民許可書の交付申請書を提出する際に、申請者は以下に定める書類等を添付しなければならない。

区分	発行書類	添付書類
学生等	準住民カード	①写真(3ヶ月以内に撮影した顔写真で大きさが縦3cm、横2.5cmのもの)
竹林オーナー		②住民票・健康保険証または運転免許証

ジャンベ留学生		等住所等確認できるもの ③児童・生徒等の場合、在学証明書及び扶養者の住所等が確認できるもの
しおかぜ留学生の保護者等	準住民許可書	①住民票、健康保険証または運転免許証等住所確認できるもの
定住希望者等		
介護者	準住民カード	①写真(3ヶ月以内に撮影した顔写真で大きさが縦3cm、横2.5cmのもの) ②住民票・健康保険証または運転免許証等住所等確認できるもの ③介護者の場合、要介護認定者等の介護保険被保険者証、介護認定結果通知書、介護区分変更通知書いずれかの写しと戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか

(5) 申請は、原則として申請者本人が行われなければならない。ただし、申請者本人が行うことができない特別な事由がある場合、申請者は親族またはこれに類する者(以下「代理人」という。)に委任して準住民カード及び準住民許可書の交付申請を行うことができる。この場合、代理人は委任状(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(6) 申請者が提出された場合は、次に掲げる事項を確認したうえで受理するものとし、記載誤り及び記載漏れ等がある場合はその補正を求めるものとする。

(ア) 申請書に必要な事項が記載されているか。

(イ) 申請書の対象区分は、正しく記載されているか。

(ウ) 準住民カード・準住民許可書の交付を受ける者の住所、氏名及び生年月日は、住民票等の住所、氏名及び生年月日と一致しているか。

(7) 次の場合は申請書を受理してはならない。

(ア) 申請者が申請書の補正に応じないとき。

(イ) 申請に必要な書類が添付されないとき。

(ウ) 更新及び再発行の場合において、現在所持している準住民カードまたは準住民許可書を返却しないとき。ただし、紛失等により返却することができない特別な事由がある場合はこの限りではない。

4 準住民カード・準住民許可書の作成について

(1) 準住民カード・準住民許可書の作成は、定住促進課が行うものとする。

(2) 準住民カードは、カード番号、氏名、住所、有効期限、発行年月日を記入し作成する(別記第5号様式)。

(3) 準住民許可書は、住所、氏名、生年月日、有効期間及び代表者以外の利用者(氏名、生年月日、続柄)を記入し作成する(別記第6号様式)。

(4) 有効期限

次の区分により記載すること。

区 分	有効期限
学生等	交付年月日から3年
竹林オーナー	交付年月日から交付年月日の年度末(3月31日)
ジャンベ留学生	
しおかぜ留学生の保護者等	随時設定
定住希望者等	
介護者	交付年月日から要介護認定、要支援認定等を受けている住民が住民でなくなった日、要介護認定等が非該当になった日又は発行日から1年経過する前日のいずれか早い日

(5) 交付年月日

交付年月日は、申請書を正式に受理した日とする。

(6) 再発行については、準住民カード交付申請書、準住民許可書交付申請書に必要事項を記載し、三島村長へ提出するものとする。また、更新並びに破損、汚損、記載事項の変更による場合は、現在所持している準住民カードまたは準住民許可書を添付しなければならない。

(ア) 紛失

準住民カード紛失の場合、新たなカード番号とする。(紛失により再発行を受けた者が、後日カードを発見した場合には、紛失していたカードの返却を求める。)

(イ) 破損、汚損、記載事項変更等

準住民カード破損、汚損もしくは記載事項変更等の場合、申請者が返却するカードを確認のうえ、従前のカード番号を記入。

(ウ) 更新

準住民カード更新の場合、申請者が返却するカードを確認のうえ、従前のカード番号を記入する。

(7) 準住民カードの有効期間満了等により申請者本人が資格を失った場合には、速やかに定住促進課へ返却するものとする。ただし、紛失等により返却することができない特別な事由がある場合はこの限りではない。

5 申請書の管理及び保存について

- (1) 申請書及び添付書類を綴り管理する。
- (2) 交付関係書類は5年間保存するものとする。

6 準住民(介護者)の実績報告

介護による準住民については、準住民は来訪の都度、実績報告をしなければならない。

(1) 提出書類

介護による来島実績確認票(別記第7号様式)。利用した者の氏名及び利用した日付が記載された乗船(搭乗)実績証又は領収書(原本)を添付すること。

(2) 提出時期及び提出先

原則、来訪の都度、村に提出する。郵送も可とし、概ね2週間以内に提出すること。

(3) 実績管理

村は、管理台帳とともに領収書等を翌年更新時まで保管し、実績管理を行う。年6回以上の来島計画を満たさない場合は、返金を求める場合がある。また、翌年の更新は、原則不可とするが、理由書等の提出により、更新を受けられる場合がある。